

認定こども園（保育園部分）・保育所等の利用に関する Q&A

Q1. 申込みをすれば必ず入所できますか？また、先着順ですか？

→ 保育の入所選考に受付の順番は関係なく、保育の必要性が高い方から入所決定しますので、必ず入所できるとは限りません。入所希望者が定員を超過した場合は、選考となりますのでご了承の上お申し込み下さい。

保留（待機）になった場合も想定しておいて下さい。

Q2. 入所申込みをして待機している期間が長ければ優先されますか？

→ 申込者の中で保育の必要性が高い方からの入所となります。

Q3. 求職中できょうだい 2 人の申込み後に 1 人のみ入所決定した場合、もう 1 人が入所できるまでは就労せず在園できますか？

→ 下の児童を親族・認可外保育施設等に預けるなどして一定期間内に就労していただきます。

Q4. 入所承諾後、入所時期の変更や転園はできますか？

→ 保育所では、保育士数・施設条件等から 1 年を通じた受入れを計画・調整・決定しているため、原則認められません。また、正当な理由がある場合でも、人員配置や転園希望など園の状況により、対応できない場合は入所承諾取消・再選考となることもあります。申込前に、お子さまを連れた入所説明会や園庭開放への参加をおすすめします。

Q5. きょうだい児は優先して同じ保育施設にしてもらえますか？

→ 可能な限りきょうだいは同じ施設になるよう考慮をしますが、施設の空き状況により難しい場合があります。

Q6. 求職中でも申し込みはできますか？

→ 申し込みは可能です。ただし、就労の場合でも保留（待機）になる可能性がありますので、十分ご承知の上お申し込み下さい。また、求職を理由に入所できた場合、雇用保険の失業給付の支給日数を基本に 90 日の入所決定とします。90 日以内に就労先（月労働時間 48 時間以上）が決まらない場合は、原則退園となります。

Q7. 出産で申込みと必ず入所できますか？また、入所した後、就労した場合は引き続き在園可能ですか？

→ 出産での申込みは、保育を必要とする程度が高まるため優先的に調整しますが、必ず入所できるとは限りません。出産での入所も期間限定の取扱いで、期間終了後は原則退所となりますので、再入所のためには再選考となります。

Q8. こどもの両親が別居していますが、申込みには両親分の書類が必要ですか？また、保育料算定の際、両親 2 人分の税額が対象となりますか？

→ 原則、2 人分の書類が必要です。保育料算定も 2 人の税額が対象です。

Q9. ひとり親家庭の保育料は軽減されますか？

→ 必ずしも軽減される訳ではありません。第 2 階層・第 3 階層及び第 4 階層一部の方のみ、軽減されます。

Q10. 入所後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

→ 自己都合・会社都合を問わず、お子さまにとっては本来家庭で保育できる保護者がいる状況であり、保育を必要とする理由がなくなりますので原則退所となります。ただし、その後求職活動をする場合は、一定期間内に就労証明書を出していただきます。また、認定こども園であれば 3 歳以上児については、園の許可があれば 1 号へ認定変更することも可能です。まずは住民課子育て支援係までご相談ください。

Q11. 保育所（2・3 号）と幼稚園（1 号）の違いはなんですか？

→ 保育所は「就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設」であり、幼稚園は「小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校」です。幼稚園はお子さまが 3 歳になっていれば入園が可能で、保護者や家庭状況を問われませんが、保育所は保護者が何らかの理由で、家庭で保育できない期間のみ（及び、その状況が証明される場合のみ）入所及び在園の資格が発生します。このため保育所では小学校入学前までお預かりすることを保証するものではありません。

Q12. 同居のおじ、おばの勤務証明書は必要ですか？

→ 必要ありません。

Q13. 副食費が免除されるにあたってどのような手続きが必要ですか？

→ 新たな手続きは不要です。副食費の免除については、住民課子育て支援係からお知らせします。

Q14. 年度途中よりも、4 月から利用申込みをする方が入所できる可能性は高いですか？

→ 一般的に、4 月が入所できる可能性は高いと思われますが、年度途中でも施設に空きがあれば入所可能です。ただし、年度によって入所希望の傾向が異なるので、一概に入所の可能性が高い時期はお答えできません。

Q15. 入所保留（待機）になったので育児休業を延長することになり、育児休業給付金の支給期間延長手続きのために、保育所等の利用申込書類の写しが必要と言われました。提出した申請書類のコピーをもらえませんか？

→ 提出された申請書類は返却等できません。必要な書類は役場提出前にコピーをとり、保管しておいてください。